

# 渚水みらいセンターいこいの広場運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大阪府東部流域下水道事務所（以下「事務所」という。）が下水道の普及啓発を図るため整備した渚水みらいセンター（以下「センター」という。）内の渚水みらいセンターいこいの広場（以下「広場」という。）を広く府民の利用に供するにあたり、これの円滑な管理運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

## (区域及び設置する施設)

第2条 水みらいセンター内に設置する施設の名称は、次の各号に掲げる施設とし、区域は別図のとおりとする。

### (1) 「やすらぎの池ゾーン」

安定池・噴水・日時計・芝生広場・藤棚・菖蒲園・トイレなど

### (2) 「せせらぎの散策ゾーン」

さくら並木・せせらぎ・散策の小道・休息の東屋など（トイレはありません）

## (利用の期日及び時間)

第3条 広場の利用日及び利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、大阪府東部流域下水道事務所長（以下「所長」という。）が特に必要と認める場合は、臨時に利用を中止し、または利用日、もしくは利用時間を変更することができる。

(1) 利用日は、1月4日から12月28日までとする。

(2) 広場の休日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

(3) 利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、所長が必要と認めた時は、この限りではない。

## (団体利用の場合の届け出)

第4条 第2条に掲げる施設を団体等（10名以上集合して利用する場合を言う。以下同じ。）で利用しようとする者は、渚水みらいセンター いこいのひろば団体利用カード（別添様式）により届出を行うものとする。

2 第1項に定める団体カードによる届出は、利用予定日の1ヶ月前からとする。

## (利用の制限等)

第5条 所長は、センターの運転管理上必要があるとき、または工事その他の理由により、スカイランドの利用に支障があると認められるときは、利用者に対しその利用を制限し、または禁止することができる。

2 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の中止もしくは退去、または撤去を命ずることができる。

(1) 建物、工作物、設備、立木等を損傷し、もしくは汚損する行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。

(2) 公用目的以外のポスター、貼紙、広告等を掲示し、または掲示しようとする者。

- (3) 承認を得ずに施設または付属設備を損傷する恐れのある、または他の利用者に迷惑をかける恐れのある仮設工作物等を設置し、または設置しようとする者。
- (4) たき火、花火、バーベキュー等火災予防上危険を伴う行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。
- (5) 凶器、爆発物、その他の危険物を持ち込み、または持ち込もうとする者。
- (6) 露天、行商、その他これらに類する行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。
- (7) 立ち入り禁止区域に立ち入り、または立ち入ろうとする者。
- (8) 野球（硬式・準硬式・軟式）、ソフトボール、ゴルフ等第三者に危害を及ぼすおそれのあるスポーツを行い又は行おうとする者。
- (9) 不当な差別的言動を行い又は行おうとする者。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反し、広場本来の利用を著しく妨げる行為をし、またはこれらの行為をしようとする者。
- (11) 管理上必要な指示に従わない者。
- (12) その他管理上支障があると認める者。

3 所長は、特別警報、暴風警報、大雨警報、その他利用者の安全が確保できないと判断した場合、広場を閉園し、利用の中止もしくは退去、または撤去を命ずることができる。

#### (損害賠償)

第6条 利用者は、第5条第2項に掲げる行為により、事務所又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (利用者の責務)

第7条 広場（駐車場および駐輪場を含む。）の利用中に発生した事故及び傷害については、すべて利用者がその責めを負うものとする。

- 2 利用者は、広場を常に清潔に保ち、互いに協力して秩序ある利用をするよう努めなければならない。
- 3 利用者が出したごみなどは各自、持ち帰るものとする。
- 4 自動車・自転車などは所定の場所に置くものとする。
- 5 施設などに危害を及ぼす恐れのある動物を立ち入らせないものとする

#### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広場の管理運営に関し必要な事項は所長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 第1条 この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 元年 7月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 4年 2月 1日から施行する。



淀川

濃縮施設

ケーキ貯留施設

砂ろ過施設

焼却炉

脱水機棟

Q水くん

消毒施設

水処理施設

ケーキ貯留棟

焼却炉

返流水処理施設

体験田

やすらぎの池ゾーン

トイレ

送風機棟

特高・受電棟

沈砂池ポンプ棟

自家発電機棟

一般開放区域

管理棟

駐車場

せせらぎ散策ゾーン

府道13号線 京都守口線 (旧国道1号線)